

ニセコ町景観条例新旧対照表

現 行	改正後
<p>(景観協定の認定)</p> <p>第 14 条 前条の景観協定を締結した者の代表者は、規則で定めるところにより、景観協定書を町長に提出し、その認定を求めることができる。</p> <p>2 町長は、第 1 項の規定による認定をしようとするときは、<u>ニセコ町環境審議会</u>(以下「審議会」という。)の意見を聞かなければならない。</p> <p>3 町長は、第 1 項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>4 景観協定の認定を受けた者は、当該景観協定を変更し、又は廃止したときは、速やかにその内容を町長に届け出なければならない。</p> <p>5 第 2 項及び第 3 項の規定は、景観協定の認定の変更及び廃止について準用する。</p>	<p>(景観協定の認定)</p> <p>第 14 条 前条の景観協定を締結した者の代表者は、規則で定めるところにより、景観協定書を町長に提出し、その認定を求めることができる。</p> <p>2 町長は、第 1 項の規定による認定をしようとするときは、<u>ニセコ町都市計画審議会</u>(以下「審議会」という。)の意見を聞かなければならない。</p> <p>3 町長は、第 1 項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>4 景観協定の認定を受けた者は、当該景観協定を変更し、又は廃止したときは、速やかにその内容を町長に届け出なければならない。</p> <p>5 第 2 項及び第 3 項の規定は、景観協定の認定の変更及び廃止について準用する。</p> <p>附 則 (施行期日) <u>この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。</u></p>